

平成 28 年度個人住民税検討会 開催要綱

1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。こうした特性を有する個人住民税に関し、番号制度導入後、その在り方が大きく変化することが予想される場所である。そこで、番号制度を活用した課税事務の効率化や納税者の利便性向上のための制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3. 検 討 項 目

- (1) 経済社会構造の変化を踏まえた個人住民税の今後のあり方
- (2) マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化
- (3) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び納税通知書の電子化
- (4) 個人住民税の現年課税化

4. 委 員

別紙のとおり。

5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

5. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

6. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。